

再生可能エネルギー発電設備のお手続きのご案内

《低圧系統連系編》

1. はじめに

お客さまが設置した再生可能エネルギー発電設備（以下、「発電設備」）を東北電力（以下、「当社」）電力系統へ低圧で系統連系^{※1}し、当社へ売電されることをご希望される場合は、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約書」ならびに「低圧系統業務指針」等をご承認のうえ、申込書類に必要事項を記載して、太陽光受給センター（太陽光）^{※2}・管轄する当社の営業所（太陽光以外）までお申込みください。

本書では、「ご契約手続きの流れ」や「よくあるご質問」についてご説明しますが、当社ホームページの「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（<http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/renew/index.html>）もご覧ください。

※1 系統連系とは、お客さまの発電設備を当社の電力系統（送電線・配電線）に電氣的に接続することをいいます。

※2 低圧（50kW未満）の太陽光発電設備の系統連系のお申込み（ダブル発電含む）は、「太陽光受給センター」にて一括で受付を行っておりますので、お問合せ・お申込みは太陽光受給センターまでお願いいたします。なお、太陽光発電設備のお申込みであっても、配線や発電設備の種類が特殊な場合等には、太陽光以外の発電設備と同様に管轄する当社の営業所でお申込みを受付させていただくことがあります。

2. ご契約手続きの流れ

(1) お客さまによる認定申請のお手続き

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格・買取期間の適用を受けるためには、設置する再生可能エネルギー発電設備について経済産業大臣の認定を受ける必要があります。
- 手続き内容等の詳細については、下記ホームページ等をご確認ください。

【太陽光発電設備の認定にかかわる手続き・お問合せ窓口】

「固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請」（<https://www.fit-portal.go.jp/>）を通じてお手続きいただけます。

お問合せ窓口 <一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター（JP-AC）>

〔電話〕0570-03-8210 〔受付時間〕9:20～17:20（土・日・祝日・所定休日等を除く）

【太陽光発電設備以外の認定にかかわる手続き・お問合せ窓口】

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html）

(2) 系統連系および電力受給契約のお申込み

- 系統連系ならびに当社への売電（電力受給契約のお申込み）をご希望される場合は、次の所定申込書等にてお申込みください。

【系統連系および電力受給契約のお申込み必要書類】

「再生可能エネルギー発電設備低圧系統連系・電力売電申込書」、技術様式^{※3}、「電気使用申込書等（電気需給契約に係る必要書類）^{※3}」

※3 電気使用のお申込み窓口は契約センター（<http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/pay/facility.html>）となります。契約センターへのお申込みにあたっては、「再生可能エネルギー発電設備低圧系統連系・電力売電申込書（写）」を併せてご提出ください。

《系統連系および電力受給契約のお申込みにおける留意点》

- 系統連系申込みの受付日は、必要書類を当社が不備なく受付した日といたします（必要書類に不足や不備があった場合は受付できません。）。
 - 系統連系および電力受給契約のお申込みをもって、系統連系および電力受給を保証するものではありません。
 - 発電設備等からの発電量の計量については、スマートメーターの双方向計量機能^{※4}を活用しております。詳細については、当社ホームページに掲載している下記お知らせ等をご確認ください。
- ※4 一つのメーターで当社からの供給電力量、発電設備等からの発電量の双方を計量することができる機能

【スマートメーター導入に係るお知らせ等】

- スマートメーター導入に伴う売電用メーターの取扱い変更について（http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/renew/pdf/sm_01.pdf）
- 電気工事会社さま、施工店さまへのお願い（http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/renew/pdf/sm_02.pdf）
- スマートメーターが手配できない場合の電力受給契約における売電用メーターの取扱いについて（http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/renew/pdf/sm_03.pdf）



低圧太陽光発電設備の「お問合せ・お申込み」は、太陽光受給センターが申込窓口になるのね！

低圧風力発電設備や水力発電設備など、太陽光発電設備以外の「お問合せ・お申込み」は、管轄する営業所が申込窓口になるんだよ！



(3) 系統連系技術検討結果のお知らせと工事費負担金のご請求

- 当社は、系統連系申込み等を受付後、技術検討や工事設計、工事費負担金の算出等を行い、お客さまへ接続契約^{※5}の同意を証する書類として、「系統連系に係る契約のご案内」を発行・送付します。また、工事費負担金をお支払いいただく必要がある場合、工事費負担金の請求書を同封します。
- ※5 接続契約とは、系統連系承諾と工事費負担金支払いを内容とする契約をいいます。

《接続契約における留意点》

- 接続契約の同意を証する書類の発行・送付後、工事費負担金を当社の定める期日にお支払いいただけます。
- 当社が定める期日までに工事費負担金をお支払いいただけない場合や、認定の効力が失われた場合、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定を取得しない場合、再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」に該当する場合、本発電設備の出力の抑制を行なうために必要な機器の設置や費用の負担および必要な措置を講じていただけない場合、系統連系予定日を過ぎてもなお発電設備の系統連系や営業運転を開始しない場合等には、接続契約を解除させていただきます。

(4) 系統連系開始にともなう当社へのご連絡

- 系統連系開始にあたっては、当社が現地を確認させていただく場合がありますので、系統連系の開始にともなう現地調査希望日等について、「〇〇（〇〇には、発電設備の名称が入ります）発電設備の系統連系開始について」を事前に当社へご提出いただく必要があります（スマートメーターを設置しない場合は、売電用メーターの諸元がわかる写真をご提出ください）。
- なお、「〇〇発電設備の系統連系開始について」および「認定通知書（控）」は、連系開始予定日の1週間前までに太陽光受給センター（太陽光）、または管轄する当社の営業所（太陽光以外）へ郵送、FAX等でご提出ください。

《系統連系開始における留意点》

- お申込みいただいた発電設備の内容と、実際に設置した配線や設備等に相違がある場合は、系統連系を開始することができない場合や、再度お申込みが必要となる場合があります。
- 現地調査を行なう場合は、受給開始日以降1週間以内の営業日（土・日・祝日を除く）にお客さま立会いのうえで実施しますが、現地調査希望日が、特定の日に集中した場合は、調査日の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 受給の開始（連系の開始）

- 当社は、電力受給契約締結の証として電力受給契約確認書を発行・送付いたします。また、保安上の観点等から受給協定書を締結させていただく場合があります。
- 電気の購入料金は、原則として、検針日の属する月の翌月末日（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに、お客さまから事前にご指定いただいた金融機関の口座へお振込みいたします。

3. よくあるご質問 Q&A



再生電気の購入価格はいつ決まるの？



平成29年度以降、新制度のもとでは、認定を取得した年度の購入価格が適用されます。ただし、旧認定の効力が一定期間維持される適対象案件において適用される購入単価ルールは従来どおりとなりますので、詳細については、資源エネルギー庁HP「改正FIT法による制度改正について（概要説明資料）」p. 24「調達価格の適用関係」の表をご参照ください。
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html)
なお、購入価格が一度決定した場合であっても、その後に発電設備出力の変更等により特定の変更認定を受けたとき等には、適用される購入単価が変更されることがあります。



太陽光発電設備と風力発電設備は、なぜ無補償の出力制御*6が求められるの？



当社は、太陽光発電設備および風力発電設備について、系統連系が確定している設備容量が接続可能量（30日等出力制御枠）を既に超えている状況となっており、太陽光発電設備は平成26年12月22日、風力発電設備は平成27年12月16日に経済産業大臣から固定価格買取制度にもとづく指定電気事業者の指定を受けました。
指定電気事業者への指定および平成27年1月26日の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下、「再生特措法施行規則」）改正により、今後お申込みをいただく太陽光発電設備については、360時間を超えてもなお無補償での出力制御、風力発電設備については、720時間を超えてもなお無補償での出力制御にご協力いただくこととしております。また、10kW未満の太陽光発電設備（主に住宅用）は、実際の出力制御において優先的（その他の発電設備が先に出力制御される）に取り扱われますが、その他の発電設備の出力制御を実施してもなお電気の供給が必要を上回ることが見込まれる場合には、10kW未満の太陽光発電設備（主に住宅用）についても出力制御にご協力いただくこととなります。
なお、当社は、お客さまの予見性確保の観点から、出力予測技術の精度向上に努めるなど、お客さまの出力制御時間・量が極力少なくなるよう取り組んでまいります。

※6 当社管内全体で、電力の供給量が需要を上回るおそれがある場合等に、一時的に発電を制御または停止いただく措置をいいます。



太陽光発電設備と風力発電設備は、遠隔出力制御システムをすぐ設置しなければ系統連系できないの？



今後お申込みいただく太陽光発電設備と風力発電設備については、再生特措法施行規則にもとづき、当面の間、「当社が出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用負担、その他必要な措置をお客さまに求めた場合には、その求めに応じていただくこと」を条件に、当社は系統連系申込みを承諾いたします。



出力制御以外でも発電が抑制される場合があるって聞いたけど、どんな時なの？



例えば、当社の電力系統へ系統連系する場合には、発電設備を設置したお客さまの内線および当社電線路の電圧が上昇します。電圧が高くなりすぎた場合、家電製品の故障や寿命低下の原因となるおそれがあることから、発電設備には、電気機器への影響を考慮した電圧上昇抑制機能があり、その機能により発電が抑制される場合があります。また、当社の電力系統に故障が発生した場合や、電力系統の工事等による停電を行う場合は、発電を抑制させていただく場合があります。



系統連系や売電の開始後は、東北電力にどんな時に連絡すればいいの？



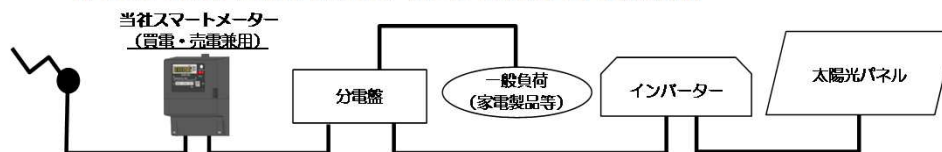
ご契約名義の変更や引越し、発電設備（太陽光発電のパネル・インバータや、受電設備等）の変更など、受給契約等の内容を変更する場合に当社へのご連絡が必要となります。なお、変更内容によって、お客さまの発電設備の認定についても変更手続きが必要となる場合がありますので、お客さまにて変更認定申請をいただくようお願いいたします。



余剰配線と全量配線は何が違うの？



(1) 余剰配線
発電した電気をご家庭内で消費し、余った電気を売電する配線方法



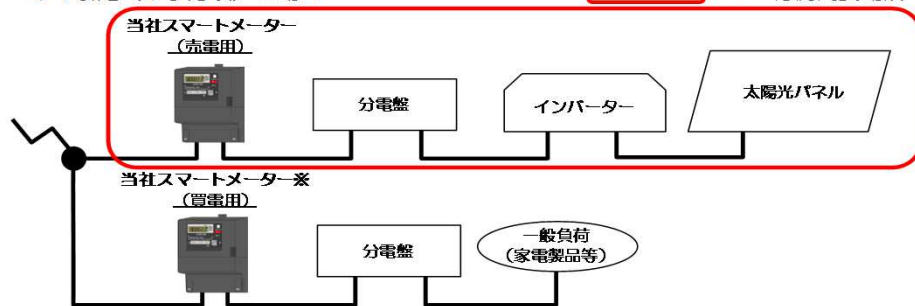
10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合は、余剰配線しか選べないのよ！

10kW未満の太陽光発電設備以外の発電設備を設置する場合は、余剰配線か全量配線を選べるんだよ！



(2) 全量配線
発電した電気の全量（発電設備に付随する負荷設備（インバータ等）の消費電力を除く）を売電する配線方法

◆ 1引込（Y字分岐）の場合



※電気の契約によっては、当社スマートメーターが設置されない場合があります。

《全量配線の留意点》

- 全量配線を選択する場合は、配線工事その他の工事に関する費用の全てをお客さまにご負担いただきます。
- ただし、余剰配線を選択された場合でも費用をご負担いただく場合がありますのでご注意ください。
- 複数太陽光発電設備設置事業（いわゆる「屋根貸し事業」）の認定を受けた場合は、全量配線での申込みとなります。

お問合せは、ホームページに掲載しております「太陽光受給センター」または「お近くの営業所」までお願いいたします。

検索

<http://www.tohoku-epco.co.jp>

《参考》

再生エネルギー買取制度の詳細内容、適用等に関するお問い合わせは、以下をお願いいたします。

【お問合せ先】経済産業省（資源エネルギー庁）

電話：0570-057-333 ※電話受付時間 9:00~18:00（土・日・祝日は除く）PHS、IP電話からは、042-524-4261へおかけください。

ホームページ：(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html)